

令和 7年 5月 25日

大山町議会議長 吉原美智恵 様

大山町議会議員 加藤紀之

### 令和7年大山町議会議員研修報告書

1	研修名	新議員・新任議会事務局長・職員研修
2	日時	令和 7年 5月 14日(水)
3	出席者	浅田議員、小林議員、近藤隆議員、京力議員、加藤議員、林原主任
4	研修地	水明荘(湯梨浜町)
5	研修内容	会議の諸原則と議会運営の基礎知識
6	研修結果 又は概要 (意見・感想)	<p>私は新議員ではありませんが元職も参加可能とのことでしたので、復習の意味で参加した。</p> <p>「Ⅰ議会と組織、Ⅱ議会の会議、Ⅲ会議の諸原則と議会運営、Ⅳ議案審議の着眼点、Ⅴ議会と長の関係」という5部構成での内容で、12年前の研修と大きく異なる点は、地方自治法の一部改正により兼業禁止規定が緩和されたことだが、県内自治体では該当する議員はいないようだ。</p> <p>復習の意味で参加したので新たに得た知識は特にはないが、本町議会において気になる点、もしくは、改善すべき点について述べてみる。</p> <p>1つ目は「全員協議会の役割」についてで、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として会議規則に明示されているが、原則に則った運用ではない場面も見受けられると感じる。</p> <p>2つ目は「発言自由の原則」についてで、現在の本町議会では本会議の質疑が事前通告制となっているようだが、運用について再考すべきと感じる。担当者が本会議場に資料を持ち合わせておらず明確な答弁を得られないこともあるが、事前通告無しの質疑についてはそのことを承知したうえで行えばよい。現在のように、通告無しで質疑を行うと議長から注意を受けるようでは、発言自由の原則や自由討議を阻害し、住民の代表たる議員の活動を萎縮させかねない。</p> <p>さしあたって、以上の2点は早急に見直すべきだと感じた研修だった。</p>